

利用請求に対する審査基準等について

1 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

(最終改正 令和4年4月1日 館長決定)

1. 審査の基本方針

法第16条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（法第16条第2項）に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるもの（国立公文書館利用等規則第12条第3項）とし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが（法第16条第2項）、「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで国立公文書館の長（以下「館長」という。）に委ねられている。

2～8略

(別添参考)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

(備考)

- 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。
- 4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。

2 滋賀県立公文書館における滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

1 審査の基本方針

条例第13条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第14条第1項各号に該当する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第14条第2項）に当たっては、利用制限は原則として作成または取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成または取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第19条第1項に定める手続も活用するものとする。

（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが（条例第14条第2項）、「参酌」とは、各実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで滋賀県知事（以下「知事」という。）に委ねられている。

2～6略

(別表)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例
(1)個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴または職歴 イ 財産または所得 ウ 採用、選考または任免 エ 勤務評定または服務 オ 人事記録
(2)重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種または民族 イ 家族、親族または婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） キ <u>貧窮、生活扶助その他の生活状況</u>
(3)重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人またはその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ <u>被差別部落に関するもの</u>
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成または取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表左欄にいう「個人情報」または「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。</p> <p>5 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況および疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p> <p>6 「<u>被差別部落に関するもの</u>」についての判断に当たっては、<u>当分の間、140年を超えてもその年数を限らない。</u></p>		

3 尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

(令和4年4月1日施行)

1 審査の基本方針

条例第14条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史的公文書に記録されている情報が利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い失われることがあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないとするいわゆる「30年ルール」を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合には必要最小限の制限を行う。

したがって、特定歴史的公文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第21条第1項に定める手続も活用するものとし、個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて検討を行う「一定の期間」については別表「30年を経過した特定歴史的公文書に記録されている個人情報について」を目安とする。

また、審査においては、特定歴史的公文書に付された意見を参酌することとなる（条例第16条第2項）。この場合の「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長が行う。

2～7略

(別表)

30年を経過した特定歴史的公文書に記録されている個人情報について

特定歴史的公文書に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） キ <u>貧窮、生活扶助その他の生活状況</u>
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア <u>本籍</u> イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ウ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史的公文書が作成又は取得の日が属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史的公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

4 甲賀市歴史公文書等の利用等に関する規則（令和4年甲賀市規則第19号）

（利用制限の基準等）

第4条 条例第13条第2項に規定する時の経過を考慮する基準（以下「利用制限基準」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、歴史公文書等の利用請求があった場合において、利用制限基準に該当するときは、利用を制限することができる。

別表（第4条関係）

情報区分	内容	具体例	利用制限期間	
法令秘情報	甲賀市情報公開条例(平成16年甲賀市条例第15号)第6条第1号に該当する法令秘情報		完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)	
個人情報	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報(同法第69条第2項各号に該当する場合又は法令に基づく場合を除く。)	個人の基本属性等一般的な情報	氏名、生年月日、性別、住所等	完結年度の翌年度から30年間
		個人の秘密	学歴、職歴、財産、所得、採用、選考、任免、勤務評定、服務等	完結年度の翌年度から50年間
		個人の重大な秘密	国籍、人種、民族、家族、親族婚姻、信条、感染性疾病、身体障害、健康状態等	完結年度の翌年度から80年間
		個人の子孫に影響する特に重大な秘密	社会的身分、門地、遺伝性疾病、精神障害その他これらに類する健康状態、犯罪歴、犯罪により害を被った事実、補導歴等	完結年度の翌年度から100年以上(100年経過時点で再判断)
法人等情報	甲賀市情報公開条例第6条第3号アに該当する法人等情報		完結年度の翌年度から30年間(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項の営業秘密に該当する情報については、30年経過時点で再判断)	
	甲賀市情報公開条例第6条第3号イに該当する法人等情報(非公開約束情報)		完結年度の翌年度から80年間	
事務又は事業に関する情報	甲賀市情報公開条例第6条第5号ア又はオに該当する事務又は事業に関する情報		完結年度の翌年度から30年間	
公共の安全等に関する情報	甲賀市情報公開条例第6条第6号に該当する公共の安全等に関する情報	刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の執行に関する情報	完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)	